

令和6年度有害鳥獣防除事業実施のお知らせ

●補助対象者: 有害鳥獣による農作物被害の防止のため、令和6年度において、有害鳥獣防除事業を実施しようとする方を対象とします。

●補助金額及び申請方法

補助対象資材	補助内容／申請方法
① 防除柵 設置事業 【補助対象経費】 1.電気柵 2.ネット 3.フェンス 4.トタンの購入に要する経費	【補助内容】 ○対象資材の購入に要する経費の1/2以内又は60,000円のいずれか低い額とし、同一年度1世帯当たり60,000円を限度とします。 ○地域での取組みの場合、原材料費の1/2以内又は地域の世帯数に60,000円を乗じた額のいずれか低い額とし、同一年度当該地域の世帯数に60,000円を乗じた額を限度とします。 ※ただし、経営面積が2.6ha以上の大規模農家については、同一年度一世帯あたり120,000円を限度とします。 ※R6.4.1以降に購入・設置を行ったものが補助金の対象となります。R6.3.31以前に購入したものは、補助の対象となりません。 ※過去に本補助金を受けた農用地等は、原則として事業完了の翌年度から起算して5年を経過していなければ補助対象となりません。 (令和6年度事業については、R1～R5年度に本補助金を受けた農用地は対象となりません。)
※先に資材を購入・設置していただいた後の申請手続きとなります。	【申請期間】 令和6年10月31日(木)まで
	【申請方法】 <u>印鑑、資材購入領収書(内訳がわかるもの)及び設置状況写真</u> を持参し、防除対象農用地の <u>地番を明らかにした上で</u> 、林業振興課または各支所地域振興室・産業建設室の窓口で申請してください。
	【注意事項】 ※国・県・市道、農林道、河川敷地内には原則設置できません。 ※申請多数の場合は、予算の範囲内で補助率の調整(補助金額の減額)をする場合があります。 ※補助金交付時期は12月中を予定しています。
② 捕獲柵 設置事業 【補助対象経費】 1.囲いわな 2.箱わなの購入に要する経費	【補助内容】 ○対象資材の購入に要する経費の1/2以内で1基当り80,000円を限度とします。 ※同一年度地域申請の場合3基まで、個人の場合1基まで申請が可能です。
※資材を購入される前に、申請手続きが必要です。	【要望受付期間】 令和6年6月28日(金)まで ※令和6年度中に、捕獲柵の購入を考えておられる方は、6月末日までに一度、林業振興課または各支所地域振興室・産業建設室の窓口へ申し出てください。
	【申請方法】 必ず要望受付期間中に要望の申出をしていただき、その後、 <u>印鑑、2社以上の見積書、捕獲柵管理者のわな猟狩猟免状(写し)</u> を持参し、林業振興課または各支所地域振興室・産業建設室の窓口で申請してください。
	【注意事項】 ※申請多数の場合は、予算の範囲内で補助率の調整(補助金額の減額)をする場合があります。 ※ツキノワグマの錯誤捕獲防止のため必ず脱出口(わな上部に直径30cm程度)を設けてください。 ※設置について、設置場所の検討を十分に行い、土地所有者の土地利用承諾をとるなど他人の迷惑にならないよう注意してください。

●連絡先: 庄原市 企画振興部 林業振興課 TEL:0824-73-1124 / Fax:0824-72-3322

E-mail: ringyo@city.shobara.lg.jp

西城支所地域振興室	TEL(0824)82-2181	高野支所地域振興室	TEL(0824)86-2113
東城支所産業建設室	TEL(08477)2-5008	比和支所地域振興室	TEL(0824)85-3003
口和支所地域振興室	TEL(0824)87-2113	総領支所地域振興室	TEL(0824)88-3065